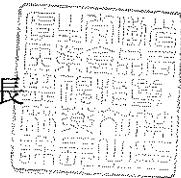


薬食監麻発0804第1号

平成21年 8月 4日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部改正について

平成21年厚生労働省告示第354号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期したい。

記

1. 改正要旨

検定を受けるべき医薬品の名称の一部が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成21年7月7日）

7

本比強度が七六、一〇〇メートルを超えるか
つ、比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートル
を超える繊維で補強した有機物若しくは金属
をマトリックスとするものからなる複合材料
(アリプレグドであつて、ガラス転移点が一四
五度以下のものを除く)又はその成形品(ベ
イロードを三〇〇キロメートル以上運搬する
ことができるロケット又は省令第三条第一号
に該当する貨物に使用するように設計したも
のに限る)
ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を
用いた複合材料又はその成形品(ベイロード
を三〇〇キロメートル以上運搬することができる
ロケット又は無人航空機に使用するものと
ができるものに限る)
振動試験装置又はその部分品(ベイロード
を三〇〇キロメートル以上運搬することができる
ロケット若しくは無人航空機又は省令第三条
第二号に該当する貨物の開発又は試験に
用いることができるものに限る)
燃焼試験装置であつて、推力が六八キロ
ニュートンを超える固体ロケット、液体ロ
ケット若しくはロケット推進装置を試験する
ことができるもの又は同時に三軸方向の推力
成分を測定することができるもの(ベイロ
ードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる
ロケット若しくは無人航空機又は省令
第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験
に用いることができるものに限る)
飛行の状態をシミュレートすることができ
る環境試験装置であつて、省令第三条第一十
五号二(一)及び(二)に該当するもの(ベ
イロードを三〇〇キロメートル以上運搬する
ことができるロケット若しくは無人航空機又
は同条第一号に該当する貨物の開発又は試験
に用いることができるものに限る)
電子加速器であつて、一メガエレクトロン
ボルト以上のエネルギーを有する加速された
電子からの制御放射によって電磁波を放射す
ることができるもの又はこれを用いた装置
(医療用に設計したものを除き、ペイロード
を三〇〇キロメートル以上運搬することがで
きるロケット若しくは無人航空機又は省令第
三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に
用いることができるものに限る)
六 別表の一から四までの項の中欄に掲げる技術
七 第一号から第五号までに掲げる貨物に係る技
術

○財務省告示第二百二十三号
外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)
第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外
國貿易法第六条第一項又は第三項の規定に基づく
(アリプレグドであつて、ガラス転移点が一四
五度以下のものを除く)又はその成形品(ベ
イロードを三〇〇キロメートル以上運搬する
ことができるロケット又は省令第三条第一号
に該当する貨物に使用するように設計したも
のに限る)
ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を
用いた複合材料又はその成形品(ベイロード
を三〇〇キロメートル以上運搬することができる
ロケット又は無人航空機に使用するものと
ができるものに限る)
振動試験装置又はその部分品(ベイロード
を三〇〇キロメートル以上運搬することができる
ロケット若しくは無人航空機又は省令第三条
第二号に該当する貨物の開発又は試験に
用いることができるものに限る)
燃焼試験装置であつて、推力が六八キロ
ニュートンを超える固体ロケット、液体ロ
ケット若しくはロケット推進装置を試験する
ことができるもの又は同時に三軸方向の推力
成分を測定することができるもの(ベイロ
ードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる
ロケット若しくは無人航空機又は省令
第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験
に用いることができるものに限る)
飛行の状態をシミュレートすることができ
る環境試験装置であつて、省令第三条第一十
五号二(一)及び(二)に該当するもの(ベ
イロードを三〇〇キロメートル以上運搬する
ことができるロケット若しくは無人航空機又
は同条第一号に該当する貨物の開発又は試験
に用いることができるものに限る)
電子加速器であつて、一メガエレクトロン
ボルト以上のエネルギーを有する加速された
電子からの制御放射によって電磁波を放射す
ることができるもの又はこれを用いた装置
(医療用に設計したものを除き、ペイロード
を三〇〇キロメートル以上運搬することがで
きるロケット若しくは無人航空機又は省令第
三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に
用いることができるものに限る)

○財務省告示第二百二十一号
第一号中りをアとし、チをリとし、トの次に次
のように加える。
チ 居住者若しくは非居住者による非居住者と
の間の支払等であつて、北朝鮮の核関連、彈
道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関
連の計画又は活動に貢献し得る活動として外
務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事
会決議に基づく資金の移転等の防止措置の対
象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連
又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活
動に貢献し得る活動として外務大臣が定め
るものをいう)に寄与する目的で行うもの
は証券の輸出又は輸入を次のように指定すべ
く。
平成二十一年七月七日 財務大臣 与謝野馨

○財務省告示第二百二十一号
第一号中りをアとし、チをリとし、トの次に次
のように加える。
チ 居住者又は非居住者による支払手段(法第十九
条第一項に規定する支払手段をいう)又は証券
(法第六条第一項第十一号に規定する証券をい
う)の輸出又は輸入であつて、北朝鮮の核関連
又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活
動に貢献し得る活動として外務大臣が定め
るものをいう)に寄与する目的で行うもの
は証券の輸出又は輸入を次のように指定すべ
く。
平成二十一年七月七日 財務大臣 与謝野馨

○財務省告示第二百二十一号
第一号中りをアとし、チをリとし、トの次に次
のように加える。
チ 居住者が非居住者との間で行う金融に係る役
務取引(世界貿易機関を設立するマラケン協
定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定
の金融サービスに関する附属書に規定する金融
サービスであつて、外務大臣が定めるものを
いう)の輸出又は輸入であつて、北朝鮮の核関連
又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活
動に貢献し得る活動として外務大臣が定め
るものをいう)であつて、北朝鮮の核関連、弾道
ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の
計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣
が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に
基づく資金の移転等の防止措置の対象となる北
朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の
大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る
活動を指定する件(平成二十一年七月外務省告
示第三百六十五号)で定めるものをいう)に寄与
する目的で行うもの

○財務省告示第二百二十一号
第一号中りをアとし、チをリとし、トの次に次
のように加える。
チ 前各号に掲げるもののほか、法第二十条第一
号から第三号まで、第五号から第八号まで又は
第十号から第十二号までに規定する資本取引を指
する件(平成十一年三月大蔵省告示第九十九号)
一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日 財務大臣 与謝野馨

○財務省告示第二百二十一号
第一号中りをアとし、チをリとし、トの次に次
のように加える。
チ 前各号に掲げるもののほか、法第二十条第一
号から第三号まで、第五号から第八号まで又は
第十号から第十二号までに規定する資本取引を指
する件(平成十一年三月大蔵省告示第九十九号)
一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日 財務大臣 与謝野馨

○厚生労働省告示第三百五十四号
第一号中りをアとし、チをリとし、トの次に次
のように加える。
チ 厚生労働大臣 外添要一

平成二十一年七月七日 財務大臣 与謝野馨

○厚生労働省告示第三百五十四号
第一号中りをアとし、チをリとし、トの次に次
のように加える。
チ 厚生労働大臣 外添要一

平成二十一年七月七日 財務大臣 与謝野馨

○財務省告示第二百二十六号
外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)
第八条第一項の規定に基づき、財務大臣の許可
を受けなければならない役務取引等を指定する件
(平成十年三月大蔵省告示第百号)の一部を次の
一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日 財務大臣 与謝野馨